



〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3
電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393
電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp

定期報告（熊本県畜産統計）の提出をお願いします

家畜の飼養者は、家畜伝染病予防法第12の4の規定により、毎年、2月1日時点での家畜の飼養状況（飼養衛生管理責任者、飼養頭羽数、農場数、埋却地等）について報告することが義務づけられています。

お住いの自治体から家畜の飼養者宛てに様式が届きますので、書類の確認と期日までの提出をお願いします。また、市町関係者の皆様におかれましては、当所への提出締め切りが2月16日となっておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、小規模飼養者(※)についても同様に、2月1日時点での飼養頭羽数の報告義務がありますので、提出をお願いします。様式については家畜保健衛生所または各市町へお尋ね下さい。

※小規模飼養者とは？

：以下の条件に該当する家畜飼養者

牛・馬：1頭まで

豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿：1～5頭まで

鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥：1～99羽まで

ダチョウ：1～9羽まで



埋却用地の確保について

家畜伝染病予防法第21条に基づき、家畜の所有者は、特定家畜伝染病（口蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザ等）が発生した際に必要となる埋却地を確保しなければなりません。確保すべき埋却地の広さの目安は以下のとおりです。

牛：5㎡/頭（24ヶ月齢以上）

豚：0.9㎡/頭（3ヶ月齢以上）

鶏：0.7㎡/100羽（150日齢以上）

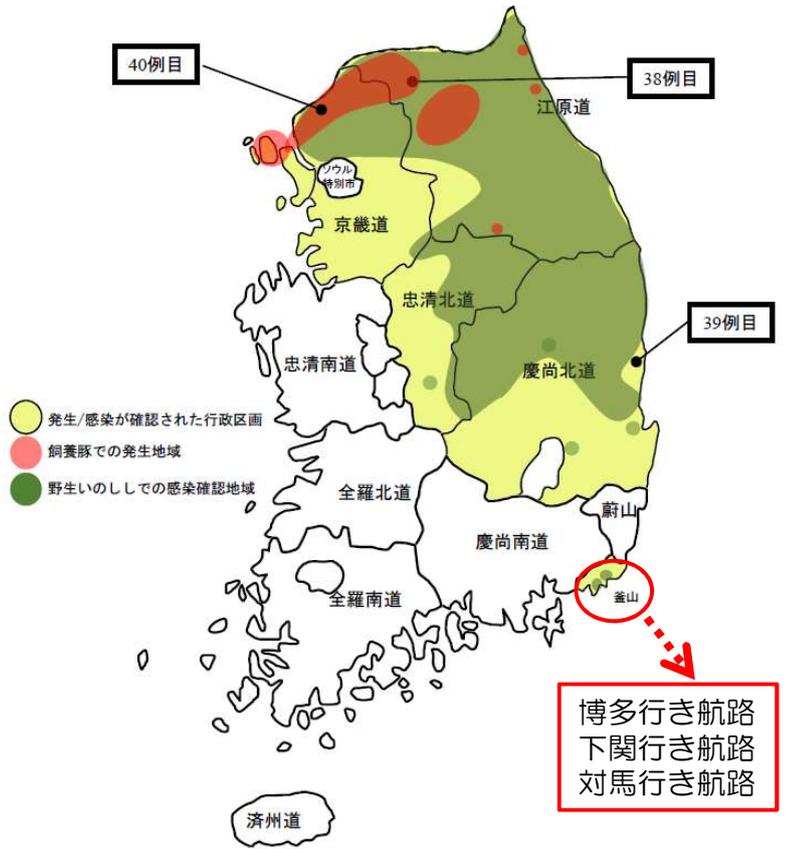
今年の定期報告では、埋却用地についても新たに報告することとなっておりますので、忘れずに報告していただきますようお願いいたします。

韓国でアフリカ豚熱が続発しています

韓国当局から、令和6年（2024年）1月14日以降に捕獲された釜山広域市の野生いのししにおいて、アフリカ豚熱の感染が立て続けに確認された旨の連絡がありました。当該野生いのししの捕獲地点は、いずれも日本への航路（博多、下関、対馬）があるフェリーふ頭に距離が近いことから、我が国への本病の侵入リスクが極めて高い状況にあると考えられます。

また、韓国においては豚飼養農場におけるアフリカ豚熱の発生も今年に入ってから2件報告されています（右下表）。令和元年（2019年）9月の発生以降、豚飼養農場における発生は40事例に上り、依然として発生が続いている状況です。

従来からの防疫対策に加え、飼養衛生管理基準の遵守及び防疫対策に改めて万全を期すようお願いします。



	発生日	発生地域
39例目	2024/1/15	慶尚北道盈徳郡
40例目	2024/1/18	京畿道坡州市

近隣諸国における海外悪性伝染病発生状況

病名	型	発生地（国）	畜種	発生年月日
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5N1	台湾	家さん（5）	12月～1月
		韓国	野鳥	12月26日
		カンボジア	採卵鶏（2）	1月5日、1月9日
	H5N6	韓国	家さん	1月24日
		韓国	肉用あひる	1月3日
		韓国	採卵鶏	1月8日
		韓国	種あひる	1月25日
アフリカ豚熱		韓国	野生いのしし（56件）	1月
		韓国	飼養豚（2）	1月15日、1月18日

令和6年(2024年)2月1日現在

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」

